

東北女子大学学則

第1章 総 則

- 第 1 条 本学は、家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性を育成することを目的とする。
- ② 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。
- ③ 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。
- 第 2 条 本学は、東北女子大学と称する。
- 第 3 条 本学の位置を、青森県弘前市大字清原1丁目1番地16におく。

第2章 学部学科の組織

- 第 4 条 本学に家政学部をおく。
- ② 家政学部は、健康栄養学科、児童学科をもって構成する。
- ③ 健康栄養学科は、人間の生涯にわたる健康生活に必要な幅広い専門的知識・方法等を中心課題として、家族・家庭、福祉、衣食住等に関する事項を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある管理栄養士、栄養教諭、家庭科教員をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。
- ④ 児童学科は、子どもの豊かな発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。

第3章 修業年限および収容定員

- 第 5 条 本学の修業年限は4年とする。
- 第 6 条 本学の収容定員は次のとおりとする。
- | | | | | | |
|------|--------|------|-----|------|------|
| 家政学部 | 健康栄養学科 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
| | 児童学科 | 入学定員 | 60名 | 収容定員 | 240名 |

第4章 学年、学則および休業日

- 第 7 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
学年を原則として次の2期に分ける。
- 前期 4月1日より9月30日まで
後期 10月1日より翌年3月31日まで
- 第 8 条 休業日は原則として次のとおりとする。ただし、休業日でも必要がある場合は授業その他を行うことがある。
- 1 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 2 創立記念日 5月14日
 - 3 春季休業 3月25日より4月7日まで
 - 4 夏季休業 7月22日より8月31日まで
 - 5 冬季休業 12月23日より翌年1月15日まで
- 春季、夏季、冬季休業の期間は必要により変更することがある。

第5章 教育課程および履修方法等

- 第 9 条 本学において開設する授業科目およびその必修、選択並びに年次別単位数は別表のとおりとする。
- 第10条 本学が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、他の大学や短期大学等の教育施設において行った

学修を、本学における授業科目の履修とみなして、単位を認定することができる。

- ② 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位を、本学に入学した後の授業科目履修の単位とみなして、前項とあわせて60単位まで認定することができる。

第 11 条 学生は次の区分によって授業科目を履修し、健康栄養学科においては合計128単位以上、児童学科においては合計124単位以上を修得しなければならない。

- 1 教養科目については、人文・社会、自然および基礎技術の3分野にわたり20単位以上。
- 2 外国語科目については、英語4単位を含む6単位。
- 3 保健体育については、2単位。
- 4 専門教育科目については、健康栄養学科においては必修科目を含めて計100単位以上、児童学科においては必修科目を含めて計96単位以上。

- ② 学生は教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を修得した場合は、次の種類につき教育職員免許状を取得できる。

学 科 名	取得できる免許状の種類	免 許 教 科
健 康 栄 養 学 科	栄養教諭一種免許状	家庭 家庭
	中学校教諭一種免許状	
	高等学校教諭一種免許状	
児 童 学 科	小学校教諭一種免許状	
	幼稚園教諭一種免許状	

- ③ 学生は栄養士法および管理栄養士学校指定規則に定める単位を修得した場合は、栄養士法に定める管理栄養士国家試験の受験資格を取得することができる。
- ④ 前項の履修については、東北女子大学管理栄養士養成課程履修規程に定めるところによる。
- ⑤ 学生は栄養士法および同法施行規則に定める単位を修得した場合は、栄養士法に定める栄養士の免許証を取得することができる。
- ⑥ 前項の履修については、東北女子大学栄養士養成課程履修規程に定めるところによる。
- ⑦ 学生は食品衛生法施行規則に定める科目を修得した場合は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得することができる。
- ⑧ 前項の履修については、東北女子大学食品衛生管理者及び食品衛生監視員履修規程に定めるところによる。
- ⑨ 学生は児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法について定めた厚生労働省告示に基づき、所定の修業教科目及び単位を修得した場合は、児童福祉法に定める保育士の資格を取得できる。
- ⑩ 前項の履修については、東北女子大学保育士養成課程履修規程に定めるところによる。

第 12 条 履修科目の評価については次のとおり定める。

- 1 履修科目の評価はその科目の担当教員が出席状況と試験、論文、報告書によって行う。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績により評価することがある。
 - 2 履修科目の評価は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。合格者にはその科目所定の単位を与える。
 - 3 授業時数の3分の2以上出席したものでなければ履修科目の評価をうけることができない。
 - 4 授業料その他の納付金の未納者は履修科目の評価をうけることができない。
 - 5 病気その他やむを得ない事情により所定の試験をうけることができなかった者、または所定の試験で不合格になった者に対しては、教授会の議を経てそれぞれ追試験または再試験をおこなうことがある。
- ② 授業科目の単位数は次の基準によって計算する。
- 1 講義については15時間の授業をもって1単位とする。
 - 2 演習については30時間の授業をもって1単位とすることを原則とするが、教授会の議を経て、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - 3 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とすることを原則とするが、教授会の議を経て、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

第6章 卒業の認定および学士の学位

第13条 本学に4年以上在学し、第11条第1項に規定する健康栄養学科においては128単位以上、児童学科においては124単位以上の単位を取得した者に卒業を認定する。

- ② 卒業の認定については、学長は教授会の議を経てこれを行い、卒業を認定した者に対して学士の学位を授与する。
- ③ 教授会の議を経て翌年度の9月末まで卒業の認定を延期することがある。

第7章 入学、編入学、転入学、休学、退学、復学、転学および除籍

第14条 本学に入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。

- 1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文科科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 8 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学が大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 9 本学が実施する個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第15条 入学を志望する者に対しては入学試験を行う。

入学試験については別に定める。

第16条 本学を中途退学した者が再入学を志願するときは、前条の規定にかかわらず選考の上、再入学を許可することがある。

第17条 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所、国立養護教諭養成所等の卒業生で、本学に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

- ② 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。
- ③ 前2項によって、編入学または転入学を許可された者の既修単位の取り扱いおよび在学期間の通算については、教授会の認定による。
- ④ 健康栄養学科については、管理栄養士養成施設大学からとする。
- ⑤ 編入学または転入学については、定員に欠員が生じた場合のみとする。

第18条 入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。但し、再入学および編入学の場合はこの限りでない。

- ② 入学を許可された者は所定の期日までに保証人連署の誓約書および戸籍抄本を添え、本学所定の入学手続きをしなければならない。

第19条 保証人はその学生の在学中、本人にかかる一切につき連帯の責任を負わなければならない。

第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由により満3ヶ月以上欠席しようとするときは、保証人連署のうえ学長に願い出て許可を得て休学することができる。休学は引き続き1年を越えることができない。

ただし、休学期間は当該年度限りとする。

- ② 休学期間は、通算して4年を越えることができない。

第21条 休学期間は在学年数に通算しない。

第22条 退学または復学を希望する者は、保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。

第23条 削除（平成27年4月1日）

第24条 他の大学に転学を志望する者があるときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することがある。

第 25 条 正当な理由によらないで授業料その他の納付金を滞納した者は、除籍されることがある。

第 26 条 本学の学生は事情の如何を問わず 8 年以上在学することはできない。

第 8 章 入学検定料、入学金、授業料およびその他の納付金

第 27 条 入学を志望する者は、入学検定料として金 30,000 円を入学願書に添えて納入するものとする。

ただし、大学入試センター試験利用入学試験のみを利用する場合は、金 15,000 円とする。

第 28 条 入学試験に合格し、入学しようとする者は入学金として金 200,000 円を所定の期日までに納入しなければならない。

第 29 条 授業料は年額 700,000 円とし、これを前後期の 2 期に分けて所定の期日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、月納を認める。

第 30 条 両学科の教育充実費は年額 300,000 円、健康栄養学科は管理栄養士実験実習費を年額 100,000 円納入するものとし、授業料納付の際に納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、月納を認める。

第 31 条 休学期間中は授業料の半額を納入しなければならない。

第 32 条 すでに納めた入学検定料、授業料およびその他の納付金は、別に定める場合を除き返還しない。

第 33 条 在学中において授業料およびその他の納付金に変更があったときは、新たに定められた金額にもとづいて納入しなければならない。

第 9 章 教 員 組 織

第 34 条 本学には、学長、教授、准教授、助教、講師、助手、副手および事務職員をおき、定員は別に定める。

第 35 条 1 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

4 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 助手は、所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

6 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

7 副手は、助手に準ずる職務に従事する。

8 事務職員は、学長の命を承けて事務に従事する。

第 10 章 教 授 会

第 36 条 本学に重要な事項を審議するため教授会をおく。

② 教授会は、選任の教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。

但し、必要に応じてその他の職員を加えることができる。

第 37 条 教授会は学長がこれを召集し、その議長となる。

第 38 条 教授会の成立は、定員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

第 39 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項

2 学位授与に関する事項

3 学生の学修評価に関する事項

4 教育課程の編成に関する事項

5 教員の教育研究業績書の審査等に関する事項

6 その他学長が必要と認める事項及び学長から諮問のあった事項

第 11 章 教授等の資格および任免、名誉教授

第 40 条 本学の教授、准教授の資格、任免、待遇については、別に定めるところによる。ただし、教授、准教授等本学職員の任免は、学校法人理事長がこれに当たる。

第 41 条 本学の教授であった者に対し、別に定める規定により、名誉教授の称号が授与されることがある。

第 12 章 図書館その他の附属施設

第 42 条 本学に附属図書館を設け、本学教職員および学生の研究に資する。図書館規定は別に定める。

第 43 条 削除（平成 22 年 4 月 1 日）

第 13 章 科目等履修生、委託生、外国人学生

第 44 条 本学の開設する授業科目の一部を履修する者を科目等履修生とし、教授会の議を経て入学を許可することがある。

② 科目等履修生に対する単位の認定については第 12 条の規定を準用する。

第 45 条 公共機関から大学において学修することを委託された者を委託生とし、教授会の議を経て入学を許可することがある。

第 46 条 外国人の入学志願者は当該外国公館の証明を有し、学修に堪える見込のある者は教授会の議を経て外国人学生として入学を許可することがある。

第 47 条 科目等履修生、委託生、外国人学生は定員外とし、正規課程の学生の学習に妨げにならない限り、入学を許可する。

第 48 条 科目等履修生については、本章に規定するものの外、別に定めるところによる。委託生、外国人学生については本章に規定するものの外、第 6 章を除き本学学生に関する諸規定を準用する。

第 49 条 科目等履修生、委託生、外国人学生は正規の課程の学生と同じく学則を守らなければならない。

第 14 章 公開講座、講習会

第 50 条 家政に関する学術技芸の普及と成人教育の充実および現職教育のため、本学に公開講座、講習会その他の機関を設けることができる。

公開講座、講習会等に関する細則は別に定める。

第 15 章 寄宿寮および厚生保健施設

第 51 条 本学は学生のため寄宿寮を設ける。

第 52 条 寄宿寮細則は別に定める。

第 53 条 本学学生の生活の福利と修学目的達成を図るため、厚生施設を設ける。

第 54 条 厚生施設に関する規定は別に定める。

第 55 条 本学学生の健康増進のため運動場、体育館、学生相談室、保健室等の施設をなし、学校医、保健主任等を置く。

第 16 章 褒賞、奨学、懲戒規程

第 56 条 本学の学生にして性行善良、身体強健、学術優秀で他の模範となる者は、教授会の議を経て学長これを褒賞する。

第 57 条 学資支弁困難にして性行善良、身体強健、学術優秀なる学生は、柴田学園奨学規程の適用を受けることができる。

第 58 条 本学の教育精神に反し、学生の本分を怠り、成業の見込のない者に対しては、教授会の議を経て学長これを懲戒する。

懲戒は訓告、停学および退学とする。

前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。(児童学科設置)

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

家政学部児童学科 入学定員 80人 総定員 320人

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次のとおりとする。

平成3年度から平成7年度までは入学定員 120人 総定員 480人

平成8年度から平成11年度までは入学定員 100人 総定員 400人

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次のとおりとする。

平成8年度から平成11年度までは入学定員 120人 収容定員 480人

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次の通りとする。

平成12年度は 入学定員 114人 収容定員 474人

平成13年度は 入学定員 108人 収容定員 462人

平成14年度は 入学定員 102人 収容定員 444人

平成15年度は 入学定員 96人 収容定員 420人

平成16年度は 入学定員 90人 収容定員 396人

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年12月9日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年 4月1日から施行する。